

決議案第1号

令和5年3月15日

高根沢町議会議長 神林秀治 様

提出者 まちづくり常任委員会
委員長 齋藤武男

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する決議について

上記の決議案を別紙のとおり高根沢町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する決議

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることがあきらかになった。

2002年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて拉致を認め、謝罪し、再発防止を約束した。同年10月には、5人の拉致被害者が24年ぶりに帰国した。

しかしながら、安否不明の方々については、未だに北朝鮮当局から納得のいく説明がなされておらず、今なお全ての自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っている。

日本政府は、帰国した5人を含む17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、この他にも、日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や、「いわゆる特定失踪者も含め拉致の可能性を排除できない事案がある」とし、拉致の可能性を排除できない失踪者は900人近くいると言われている。

日本国内では、1997年に拉致被害者の御家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が、2017年には特定失踪者（拉致の疑いのある失踪者）の御家族により「特定失踪者家族会」が、それぞれ結成され、被害者の救出を求める運動が展開され、2021年9月末には1500万筆を超える署名が総理大臣に提出された。

国においては、北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題と位置付け、その解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠である。

日本政府としては引き続き、日朝平壤宣言にのっとり、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、不幸な過去を清算して国交正常化を実現すべく全力で取り組んでいく、としている。

我々高根沢町議会も、この問題を他人事とするのではなく、一刻も早い解決のために、国や県における北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に向けた取り組みに賛同し、拉致被害者の即時帰国の実現を強く望むものである。

以上、決議する。

令和5年3月15日

高根沢町議会